

日本の法制度の情報発信に関する政府の取組み(法令外国語訳)について

「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。」(「最終報告」平成18年3月23日法令外国語訳・実施推進検討会議)

法令外国語訳の仕組み

③ 関係各省庁

法務省の品質検査を受けて、法令翻訳を完成、法務省に提出

⇒ 法務省は専用のホームページで公開

法令外国語訳推進会議
検査の結果を基に、
標準対訳辞書を改善

② 法務省

各省庁から提出を受けた翻訳原案を、公開に耐える品質の確保という観点から、標準対訳辞書の活用、ネイティブチェック等による検査

① 関係各省庁

関係省庁連絡会議によって決定された翻訳計画に基づき、所管法令につき、翻訳原案を作成

法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、

公開している法令数：**499法令**

アクセス状況：一日平均**58,000件**

⇒ 世界80以上の国や地域からアクセスあり

アクセスの多い上位10法令(過去一年)

1	貸金業法施行規則
2	会社法(第一編～第四編)
3	金融商品取引法
4	特許法
5	貸金業法
6	商標法
7	民法(第一編第二編第三編)
8	保険業法
9	電気事業法
10	会社法(第五編～第八編)

※ データはいずれも平成28年1月末現在

政策の概要

- 専用ホームページ「日本法令外国語訳データベースシステム」において、法令翻訳を公開（平成28年1月末現在、499法令）
- 法務省は、各省庁から提出される法令翻訳について、品質確保のため、ネイティブチェックや有識者による品質チェック等の方策を執っている。

現 状

- 法令外国語訳は、国民の活動がグローバル化する中で、国際取引の円滑化、対日投資の促進等に不可欠
- 法令外国語訳は、政府全体で推進（H16.11.26司法制度改革推進本部決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（H27.6.30閣議決定）においても、「法の支配の理念の下、法令外国語訳等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

問題点

- 平成27年度、ネイティブアドバイザー等の増員により、処理件数は増加傾向
→しかし、処理すべき法令数に比して、依然人数が不足している。
年度内での未済の解消のためには、更に体制を充実させる必要がある！

対 策

- ネイティブアドバイザー：3名
- 推進会議の構成員の増員：17名→20名
増員は公法系の学者等を想定
- 法令翻訳コーディネーターの増員：1名→2名
大学助教・助手クラスを想定。公開の迅速化、品質向上、各省庁との最終調整等の補佐的業務を行う。

効 果

- 業務全体の迅速化
- 翻訳の品質の確保
- 標準対訳辞書の充実
幅広い分野からの構成員が増加することで、日英標準対訳辞書の更なる充実が見込める。また、省庁の翻訳作業の効率化が見込める。